



メガスポーツイベントの ライフサイクル

ビジョンからレガシーに
至るまで人権を組み入れる

メガスポーツイベントのライフサイクル： ビジョンからレガシーに至るまで人権を組み入れる

本書を引用する場合は、右記を表記のこと：

著作権

著者

紹介

Mega-Sporting Events Platform for Human Rights (メガスポーツイベント人権プラットフォーム)、「メガスポーツイベントのライフサイクル：ビジョンからレガシーに至るまで人権を組み入れる」(2018年4月)。

© Copyright Mega-Sporting Events Platform for Human Rights (MSE Platform) and Institute for Human Rights and Business (IHRB), June 2018. IHRB 発行。無断複写・転載禁止。MSEプラットフォームとIHRBは、典拠を正式に示すことを条件として本書の無料転載を許可する。

本書は、Sandra Lendenmann Winterberg (スイス連邦外務省人権政策課課長)ならびに Ambet Yuson (国際建設林業労働組合連盟 (BWI) 書記長) が率いるMSEプラットフォーム・開催主体タスクフォースが作成したものである。作成に際しては、タスクフォースのメンバーが意見を出し、William RookならびにAlison Biscoe (IHRB) が主体となってLucy Amis (IHRB 主任研究員) の協力を得た。

メガスポーツイベント人権プラットフォーム (MSEプラットフォーム) は、国際組織や政府間組織、政府、スポーツ運営組織、選手、組合、雇用主、スポンサー、放送事業者、市民団体など多彩なステークホルダーによる新しい連合体であり、Mary Robinsonが議長、IHRBが事務局を務めている。

MSEプラットフォームのメンバーは、MSEに起因して生じる社会リスクそして人権に対する負の影響に対応するため、これまで以上に包括的で一貫性があり、かつ責任を持った取り組みを展開し、スポーツの伝統やイベントにおける知識の移転推進やグッドプラクティス推進に立ちふさがる障害の克服に向けて一丸となって取り組んでいる。MSEプラットフォームは、2018年6月に「スポーツ人権センター」(Centre for Sport and Human Rights) を正式に開設し、MSE実施の責任を負うすべての関係者を対象に支援と指導を展開するものである。

www.megasportingevents.org | mse@ihrb.org

IHRB (2009年設立) は、ビジネスと人権の分野で活動する有力な国際的シンクタンクであり、「人権尊重を日々の事業活動に組み入れることを目指し、方針の策定、実践の推進、説明責任の強化」をミッションとしている。

www.ihrb.org | info@ihrb.org



目次

本書について	4
概要:メガスポートイベントのライフサイクル	7
ライフサイクル第1段階: ビジョン、コンセプト、レガシー	8
ライフサイクル第2段階:招致活動、計画、設計	12
ライフサイクル第3段階:所得創出	16
ライフサイクル第4段階:持続可能な調達	20
ライフサイクル第5段階:建設	23
ライフサイクル第6段階:実施および運営	26
ライフサイクル第7段階:競技	30
ライフサイクル第8段階:レガシー	33

本書について

メガスポーツイベントは世界のスポーツの最高峰だが、良くも悪くも社会に多大な影響を与えることと無縁ではられない。スポーツイベントは自由を高め、人間としての尊厳を謳歌できる場であると同時に、差別と人権侵害を増幅する場にもなり得る。そこで、スポーツの世界においても、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」（国連指導原則）をはじめとする人権や関連の国際文書、原則および基準との完全な整合性を確保することがきわめて重要である。

人権を尊重する責任はあらゆる団体・組織が負っているものであり、スポーツの世界の団体・組織も例外ではない。メガスポーツイベントの実施に関わるどの団体・組織も、大規模イベントに伴って生じ得る人権に対する負の影響を防止し、人権侵害が起こってしまった場合に備えて適切な救済を整備することによって、これまで以上にスポーツの持つプラスの潜在力を活用することが可能となる。

また、メガスポーツイベントのライフサイクルは、ビジネスと人権の問題全体の縮図でもある。メガスポーツイベントは、巨額の公共投資が行われ、地域社会への影響があるものであり、とりわけ人権をはじめとするあらゆる点において模範的基準に沿って実施される必要がある。

メガスポーツイベントの人権推進力は、スポーツはスポーツの価値やフェアプレーと本来切っても切れない関係であるという事実、そして地域社会との良好な関係構築（コミュニティ・リレーションズ）や差別、ジェンダー平等、そして自己啓発や社会の発展といった問題に意欲的に取り組む場を提供してきたというスポーツの歴史によって高められる。

本書では、メガスポーツイベントのライフサイクルを示し、権利が守られるイベントにするためにイベントの開催に携わる関係者が計画、実施、レガシーの各段階で組み込むべきグッドプラクティスの具体的な要素を説明する。

ビジョン、コンセプト、
レガシー



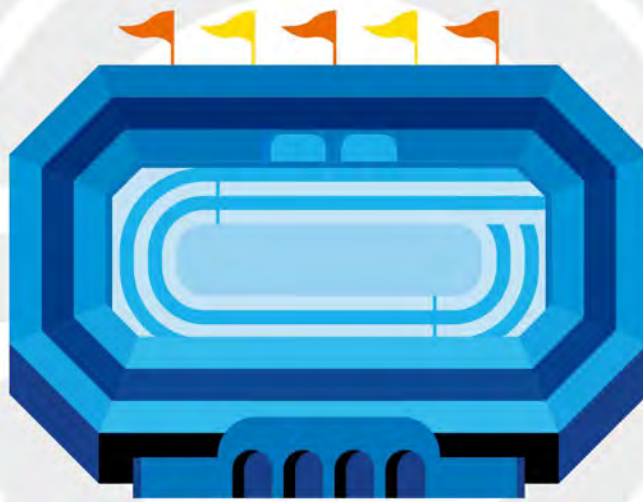
招致活動、
計画、設計



レガシー



競技



所得創出



実施および運営



建設



持続可能な調達

概要:

メガスポーツイベントのライフサイクル



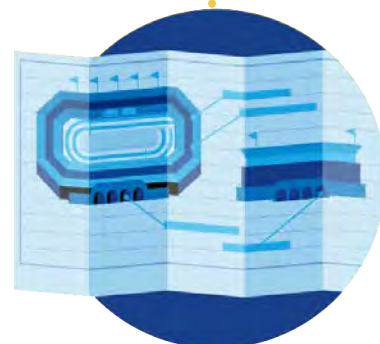
ライフサイクル第1段階: ビジョン、コンセプト、レガシー

- 最初から人権を不可欠要件として組み入れる
- すべての関連ステークホルダーがビジョンに貢献する
- 国際的人権基準を適用する
- 関係者別の責任を明確にする
- 具体的に子どもの権利を認識し保護する
- 弱者の権利を認識し保護する



ライフサイクル第2段階: 招致活動、計画、設計

- 招致活動のプロセスを完全に透明化する
- 人権保障を招致条件に組み込む
- ライフサイクル全体を通じてステークホルダーが継続的に関与する
- 社会インフラにもイベントのインフラと同じ基準を適用する
- 期待事項を政府と受託業者全体に伝える
- 土地やリソースへのアクセスは適正手続きに基づいて行う



ライフサイクル第3段階: 所得創出

- イベントの開催が地元の経済やサプライヤーを支える力になる
- スポンサーは人権デューデリジェンスの対象となる
- 放送事業者は人権デューデリジェンスの対象となる
- スポンサーは人権リスクを特定しなければならない
- 放送事業者は人権リスクを特定しなければならない



ライフサイクル第4段階: 持続可能な調達

- サプライヤーの契約に人権を盛り込む
- サプライチェーンにある問題を監視し解決する
- サプライチェーン源を開示する
- サプライチェーンで生じる苦情に対応する苦情処理メカニズムを整備する



概要: メガスポーツイベントの ライフサイクル

ライフサイクル第5段階:建設

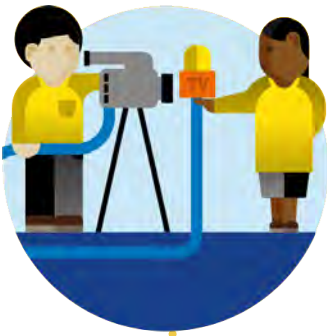
5 



- 移民労働者に関連する特有のリスクに対応する
- 現場の共同査察に組合が参加する
- 職場での事故や負傷について独立した調査を保証する
- 現場の苦情に対応する苦情処理メカニズムを整備する
- 受託業者に対して継続的にデューデリジェンスを実施する

ライフサイクル第6段階:実施および運営

6 



- 警備・取締りは権力の行使に関する国際原則に従わなければならない
- ジャーナリストの権利と言論の自由の権利を保護する
- 合法的な抗議のためのスペースを認める
- 害のない環境を確保するため各種従業員向け研修を整備する
- 現代版奴隷、人身売買および強制労働のリスクを効果的に軽減する

ライフサイクル第7段階:競技

7 



- 選手の人権を守り保護する
- アンチドーピング対策およびインテグリティ(高潔性)対策は参加者の権利を尊重する
- 子どもの選手に対するリスクについて具体的に検討する

ライフサイクル第8段階:レガシー

8 



- イベントのインフラに末永い未来がある
- 開催地となる地域社会の人権を推進する足掛かりとしてイベントを利用する
- 教訓を学び、伝える



ライフサイクル第1段階： ビジョン、コンセプト、レ ガシー



最初から人権を不可欠要件として組み入れる



すべての関連ステークホルダーがビジョンに貢献する



国際的人権基準を適用する



関係者別の責任を明確にする



具体的に子どもの権利を認識し保護する



弱者の権利を認識し保護する



最初から人権を不可欠要件として組み入れる

メガスポーツイベントは、スポーツの価値と人権の両方を推進する絶好の機会である。スポーツには人々を一致団結させる独特の力がある。また、スポーツによってフェアプレーや国家間の連帯感、チームワーク、健康的な生活といったスポーツの基本的価値の多くを促進する機会が生まれる。スポーツイベントには、雇用創出、エンプロイアビリティ（雇用され得る能力）、公営住宅の建設、都市再生、レジャー施設やパブリックスペースの新設が行われ人権が推進されるという可能性が内在している。イベントのレガシーは、開催地となる地域社会に長期的に影響を与え、インフラを改善し、スポーツへの参加や健康的な生活習慣を促進し、世界に対する開催主体のイメージを向上させることができる。

ところが、一握りの例外はあるものの、こうしたイベントには人権侵害も付随してきた。イベントの妥当性を強化するには、長期のビジョンや計画に人権を組み入れることが重要である。開催主体は、立候補の設計プロセス全体およびイベント開催時にどのような人権リスクに遭遇する可能性があるか、そして地域社会の生活を向上させるにはどうしたらよいかを検討しなければならない。イベントは、国際的な人権を推進しつつも、可能な場合にはなるべくプラスのレガシーを末永く残し、その後のイベントの基準を上げるものとするべきである。

すべての関連ステークホルダーがビジョンに貢献する

メガスポーツイベントを成功させるには、多くの当事者が共通のビジョンに向かって一致協力する必要がある。イベントのレガシーは、イベントが終わった後々まで、開催国や同国の労働者、選手、地域社会など様々なステークホルダーに影響を与え得る。地域に不可欠なインフラの整備、都市部の再生、若者のスポーツへの積極的な参加を促すことといったプラスの成果を実現するには、地域社会その他の関連ステークホルダーがイベントのビジョンの決定に最初から参加する必要があることについて、理解が深まってきている。

いかなるイベントのコンセプトであれ、関連ステークホルダーが中心に位置しているべきである。人権リスクのマッピングをする際、スポーツ運営組織と開催主体（政府と招致委員会）はいずれも、人権にどのような負の影響が出る可能性があるか、またそうした負の影響を防ぐには何ができ、どの程度防げるかを検討すべきである。影響を受けるステークホルダーには、イベントが及ぼし得る影響についてきちんと理解してもらい、彼らの意見をプロセスに反映する機会を設け、必要な場合に救済を求めるにはどこに行ってもよいかを伝えるべきである。

国際的人権基準を適用する

人権（労働者や選手の権利を含む）を尊重し、地元住民の利益を追求するイベントの開催は、スポーツが本来持っている人権推進力の格好の例を示す機会にもなる。ただし、運営管理を誤ると、イベントの開催に関連して、強制退去や工事中の死亡事故、移民労働者の搾取、搾取労働、反対派や露天商、ストリートチルドレン、ホームレスに対する規制、フィールド内外の差別といった人権侵害が生じかねない。

多くの国や都市がイベント開催の特権や威信を巡って競い合い、社会は計画・実施責任者に最高のベストプラクティスを期待する。メガスポーツイベントの開催を希望する場合、労働者の権利を含む人権、特に国連国際人権章典およびILOの中核8条約で規定され、国連ビジネスと人権に関する指導原則で引用されている労働者の権利を招致やイベント計画の中心に据えるべきである。立候補ファイルまたは招致ファイルには、開催候補地の状況の中でどのような人権リスクが最も深刻かつ差し迫ったものか、そうしたリスクを軽減するためにどのような対策が整備されているかについて詳細に記載しなければならない。また、開催候補は、最も影響を受けるとされるステークホルダーを特定し、リスクの軽減に向けてそうしたステークホルダー・グループと協働すべきである。

関係者別の責任を明確にする

メガスポーツイベントの開催は、中央政府、州、地方自治体や地元当局、スポーツ運営組織、国際競技連盟や国内スポーツ団体、民間部門、労働者の代表者や市民社会が一致協力しなければならない複雑な仕事である。人権が確実に尊重され守られるためには、各当事者の役割と責任をきちんと明確にして伝えるとともに、責任が重複する部分は明確にマッピングして理解してもらうことが必要である。イベントの成功は、地元のビジネス慣行や開催地となった社会にメリットを残す連携や協力がイベント終了後も続く機会をもたらす。

人権に対する影響の管理を含め、メガスポーツイベントを管理する開催主体全体の責任はできる限り明確にするべきである。これには、イベントのどの点についてどの主体が責任を持つのか、各主体間のコミュニケーションはどのように行うか、そして階層構造（例えば、現地の組織委員会は中央政府、スポーツ運営組織またはその両方の直属となる予定か否か）の概要を明らかにすることが含まれる。こうした責任の明確化や透明化は、影響を受けた人々やグループが苦情がある場合にはどこに申し立てたらよいかを知る上でも重要である。

具体的に子どもの権利を認識し保護する

子どもは、メガスポーツイベントが残すプラスのレガシーから大きな恩恵を受ける可能性がある。こうしたイベントは、子どもたちに自己表現や自己啓発の機会や文化的にも重要な場に参加するチャンスを与える可能性があるとともに、若者にとって持続的利益をもたらす新規雇用と技能育成の機会を生み出す可能性もある。若者たちが監督の行き届いたボランティア活動を通じてイベントに関与する機会、新しい技能を学び伸ばす機会、スポーツや健康的活動に参加する機会、都市再生や都市の安全性向上からメリットを受ける機会を含め、子どもにもたらされる機会を具体的に検討するべきである。

イベントの時期に配慮し、学業になるべく支障が出ないよう、そしてイベントの準備・開催中に若者が暴力や搾取にさらされたり、子どもの健康や心身・精神の発達、道徳・社会性の発達が阻害される状況に置かれるリスクを回避するようにするべきである。また、若者のファンと選手を守ることを優先することも必要である。招致活動段階においてより幅広いステークホルダーの協議プロセスに子どもを参加させ（子どもの有意義な参加を実現するため特別な規定を設ける）、子どもの声を聞くことが必要である。国連子どもの権利条約および関連の原則など、子どもの権利の基準をより幅広い人権デューデリジェンス・プロセスに盛り込むべきである。開催主体とスポーツ運営組織は、イベントの前後および最中に発生する児童虐待に関してはゼロトランス方針を採用しなければならない。







弱者の権利を認識し保護する

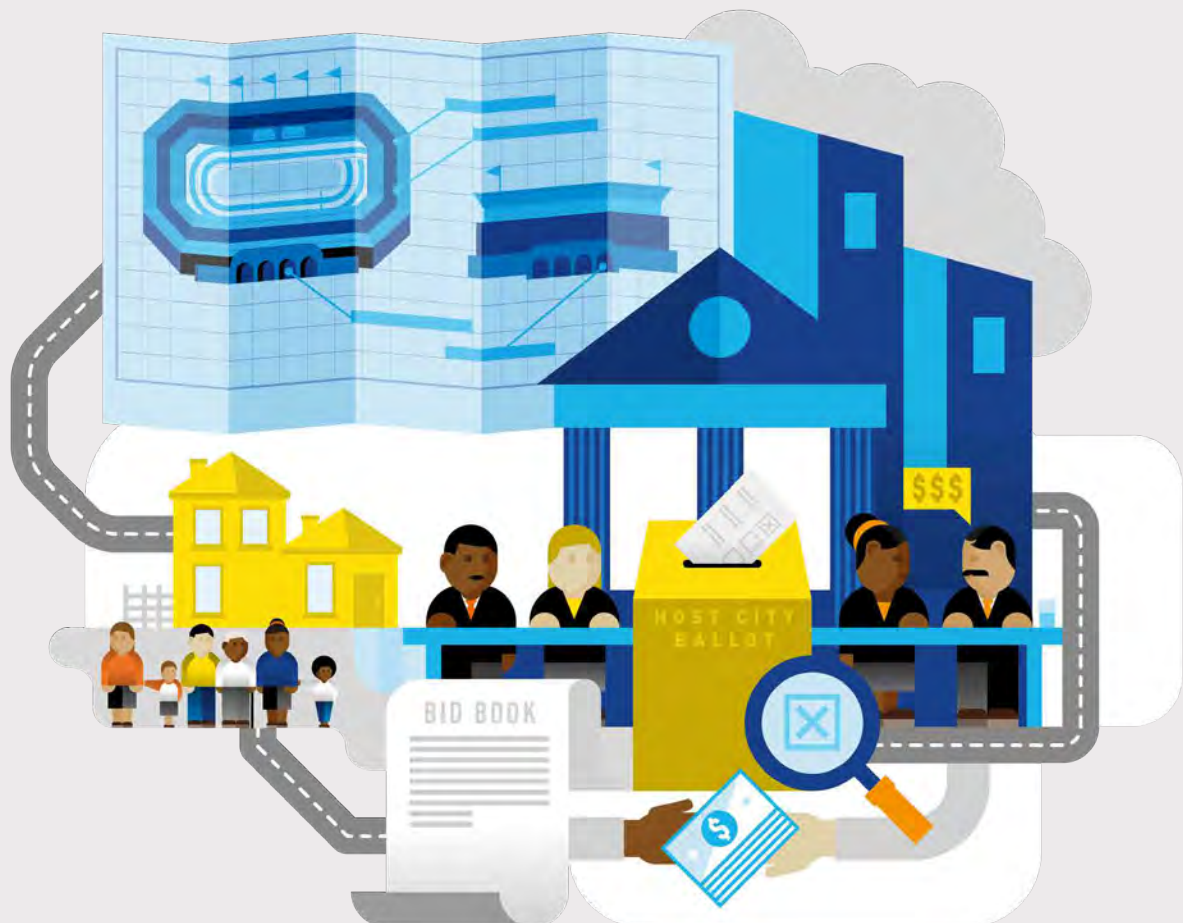
メガスポーツイベントの管理が行き届いていると、開催地となる地域社会が受ける恩恵は、新しいインフラや住宅、施設など多大である。しかしこれまで、大規模イベントに伴う負の影響の多くは、社会の最弱者層がその最大の犠牲者となってきた。子どもだけでなく、女性や高齢者、障がい者、先住民、そしてマイノリティ、移民、ホームレスといった恵まれないコミュニティのニーズにも十分に配慮する必要がある。

メガスポーツイベントを計画する際には、弱者層とマイノリティの権利とニーズをデューデリジェンス・プロセスの一環として考慮するべきである。招致活動段階では、最弱者層や歴史的に恵まれてこなかった人々など、影響を受ける可能性のあるグループと正式に継続的に協議し、その意見を聞き、その権利とニーズについてリスク評価・軽減計画において検討すべきである。メガスポーツイベントは、マイノリティや弱者層に新たな機会をもたらす可能性があり、その機会についてコンセプト段階で十分に考えることが必要である。こうしたイベントは、多様性と包摂性を促進し、開催都市や開催国の地域社会が団結する新しい道筋を刺激し、歴史的に社会から取り残されてきた人々を統合し、正式に認める手段を提供する力になり得る

2

ライフサイクル第2段階： 招致活動、計画、設計

-  招致活動のプロセスを完全に透明化する
-  人権保障を招致条件に組み込む
-  ライフサイクル全体を通じてステークホルダーが継続的に関与する
-  社会インフラにもイベントのインフラと同じ基準を適用する
-  期待事項を政府と受託業者全体に伝える
-  土地やリソースへのアクセスは適正手続きに基づいて行う



招致活動のプロセスを完全に透明化する

メガスポーツイベントは人間性の最良の部分を発揮する場であり、信頼性と高潔性が前提でなければならない。メガスポーツイベントは、開催国が世界を迎え入れ、政治経済の力を示す手段であると古くから考えられてきた。しかし、成功へのプレッシャーが並大抵ではないこと、および巨額の資金が投じられることから、招致活動過程で腐敗が起ころがちであることが明らかになっている。腐敗の状況の中では、手抜きをし、不正行為を見過ごし、人権尊重の必要性を忘れるきっかけがある場合が多い。こうした弱点は、招致活動のプロセス、招致基準および意思決定プロセスにおける透明性と説明責任を強化するとともに、イベント招致が決まった後は人権侵害の特定、防止、軽減を効果的に行うシステムを整備することによって最小限に抑えられる。

招致活動のプロセスは、招致委員会が目指す開催イベント全体の方向性を決める機会であるだけでなく、人権尊重を立候補の要に据える機会、さらには関連スポーツ運営組織が定めるイベントの持続可能性と人権基準の案にある欠落を埋める機会にもなるものである。開催候補主体自身、イベントの開催地を決めるプロセスを完全に透明化し、世界のグッドプラクティスとなるようスポーツ運営組織に促すことは利益になることから、強い関心を持っている。プロセスの透明化とは、すなわち、招致活動の基準を明確化し、開催地立候補の評価を公知とすることなどである。

人権保障を招致条件に組み込む

招致提案書または立候補ファイルは、イベントの招致活動のプロセスで欠かせないものである。スポーツ運営組織は、開催候補者から提出された招致提案書を評価し、今後のイベントの開催都市または開催国を選定する。しかし、約束を果たすことが想定していた以上に難しい場合がある。

開催主体が開催候補地に名乗りをあげた時の約束を強固なものとし、約束が確実に守られるよう図るため、新設される組織委員会に対して、イベントの開催地に選ばれたら直ちに、国際的に認められている人権を守ると明確に公約すべきとの期待が高まっている。さらに、開催主体は、国際基準と国内法との隔たりを特定し、提出する招致提案書にそうした隔たりに対処する計画を組み入れるべく努力する責任があることを認識するべきである。移民労働者や子どもなど、社会の最弱者層に及ぼされるリスクに特に注意が払われるべきである。従って、招致書類には、イベントの開催地に選ばれた場合には、政府、組織委員会ならびに実施当局は人権と労働者の権利を保護し尊重する旨、開催国政府および拡大招致委員会からの書面による保証も含めるべきである。

ライフサイクル全体を通じてステークホルダーが継続的に関与する

メガスポーツイベントのライフサイクルは、コンセプトの形成から実施まで8年から10年が一般的である。最初からステークホルダーの関与を得、確固たる人権デューデリジェンス・プロセスを作り上げ、効果的救済を受ける機会を整備することにより、開催主体はとりわけ強制退去、労働者の搾取、表現の自由の制限などの重大な人権侵害を回避することができる。

メガスポーツイベントの計画・設計の一環として、開催主体は、国連ビジネスと人権に関する指導原則、OECD多国籍企業行動指針、労働における基本的原則および権利に関するILO宣言、各スポーツ運営組織に対する開催主体の約束事項に沿ってステークホルダーが正式に関与するように図るべきである。これは、すなわち、イベントの計画やイベントの実施において、また、とりわけ弱者層をはじめすべての人にとって苦情処理メカニズムが正当で確実に利用できるものとなるよう苦情処理メカニズムの設計・実施にあたって、さらにはレガシー・プロジェクトの計画においても、関係のあるステークホルダー・グループと協議すべきであるということである。この協議プロセスは透明で、誰にでも門戸が開かれているべきものである。地元の地域社会に対しイベントの計画について常時情報を提供して有意義な形で関与を得られるよう、地域社会とのコミュニケーションの手段を設け、想定される影響について事前に伝えるよう努力すべきである。

社会インフラにもイベントのインフラと同じ基準を適用する

メガスポーツイベントの場合、新設会場や仮設会場、新規インフラやインフラ再建の大規模建設が必要となるのが一般的である。その範囲は、新しいスタジアムや選手の宿泊施設の建設から、開催都市・開催国内の交通機関の新設・改善、多数のホテルやレジャー施設の開発にまで及ぶ可能性がある。これをすべて取りまとめるには、政府や実施組織、組織委員会、営利パートナーの様々なレベル全体で責任を共有する必要がある。

これまでは、大規模イベントの準備中には、労働者搾取、特に移民労働者に対する安全衛生規定違反、地域住民の強制立ち退きがよく見られた。こうした人権侵害の一部は、プロジェクトの各種要素に対する役割と責任の不明確さや、労働基準の一貫性を欠いた適用や不適切な実施が原因であった。スタジアムやイベント施設、インフラ、そしてそうした施設を移動拠点や都市中心部に結ぶ交通システムは不可分のものである。混乱を避けるため、招致委員会は、組織委員会に付託された権限下にあるインフラだけでなく社会インフラ全般にわたって、同一の労働権基準と人権デューデリジェンス・プロセスを一貫性をもって適用することを保証するべきである。

期待事項を政府と受託業者全体に伝える

メガスポーツイベントの場合、招致ファイルを作成する段階で政府の関連各省、有力な受託業者やサプライヤーすべての関与を得ることによって、現地の組織委員会はメガスポーツイベントに伴う人権関連リスクを最小限に抑えることができる。提出する招致ファイルには受託業者と下請業者に共通の最低職場基準が記載されるという事実を含め、招致ファイルに記載される人権に関わる公約について、主要な政府当局、地方自治体、および民間部門のパートナーすべてに対し、注意を喚起するべきである。また、当事者には以下を知らせるべきである。そのような公約はさらなる行動規範の作成によって強化されるべきこと、ならびにプロジェクトへの従事を希望する受託業者、下請業者およびサプライヤーは、ILOの中核8条約と整合性のある、ILO基準に準ずる安全衛生規定を盛り込んだ基準に適合することが期待されること。

また、受託業者やサプライヤーには、国内の労働法規あるいは国際基準のいずれか厳しい方の厳守を期待するべきである。開催主体は、小規模受託業者や現地の受託業者を対象に当該基準に関する能力育成を入札前に行い、当該基準に適合する手助けをするとよいだろう。国内の労働法と人権に関する国際一般基準が整合していない場合、招致ファイル作成に関与する開催国政府や地方自治体の担当官は整合を保証するよう努めるべきである。

土地やリソースへのアクセスは適正手続きに基づいて行う

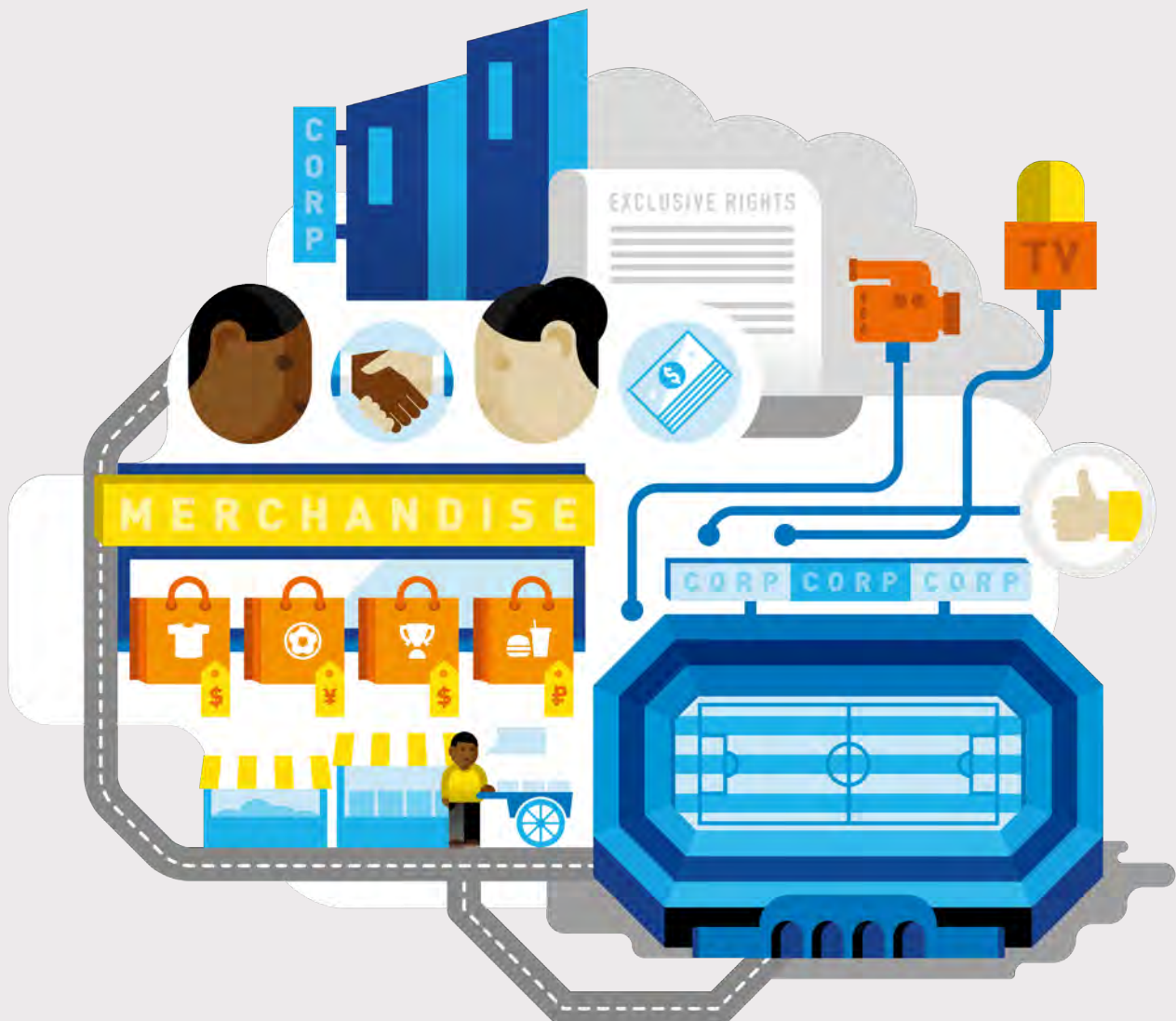
メガスポーツイベントは、都市部の再生、公営住宅の新規開発や改良、地方経済への投資呼び込みの効果的起爆剤になり得る。ただし、イベントの計画・設計を誤ると人々に負の影響を与える可能性がある。すなわち、世界の様々な状況で見られたような強制退去、住民の強制立ち退き、転居紛争をもたらしかねない。土地やリソースへのアクセスは適正手続きに基づいて行わなければならない。イベントのための転居や小規模事業の移転は最小限に抑えるべきである。影響を受ける者に対しては事前に相談し、十分な補償を支払い、即座に転居できるようにすることが必要である。

開催主体は、先住民のコミュニティが影響を受ける場合には特に、十分な情報を提供した上で、自由意思による事前同意を地域社会から得るべきである。影響を受ける住民の生活水準に配慮し、転居後の水準が従前の住居と同等かそれ以上になるようにしなければならない。また、可能な限り転居先は元の家からなるべく近くに、転居後もなお大人も子どもも楽に通勤通学ができ、医療その他の不可欠なサービスを受けられるようにすべきである。できる限り、家族の離散や既存の地域社会の崩壊は避けるべきである。先住民のコミュニティには特有の要求事項を付加して適用するべきである。影響を受ける住民を対象とした苦情処理メカニズムが設けられる場合には、被害者グループにそれについて明確に伝え、利用しやすいものにすべきである。

3

ライフサイクル第3段階： 所得創出

- イベントの開催が地元の経済やサプライヤーを支える力になる
- ⋮
- スポンサーは人権デューデリジェンスの対象となる
- ⋮
- 放送事業者は人権デューデリジェンスの対象となる
- ⋮
- スポンサーは人権リスクを特定しなければならない
- ⋮
- 放送事業者は人権リスクを特定しなければならない



イベントの開催が地元の経済やサプライヤーを支える力になる

メガスポーツイベントの開催は、新規雇用や観光の振興、インフラの改善、都市再開発、スポーツへの参加増加など多様な機会をもたらす。こうしたイベントは本来グローバルなもので、開催国内外からスポンサーやサプライヤー、受託業者が集まる。地元経済がイベントの開催に参加し、そこから利益を確実に得られるようにするためには、招致活動段階と計画段階でイベントが地元に残すレガシーについて十分検討することが必要である。

招致は、進行中の都市開発プロジェクトを強化し、国内の技能育成およびエンプロイアビリティの向上を促進し、できる限り地元の受託業者やサプライヤーを活用するものであるべきである。資金調達も、持続可能な資金源から行き、現実に即したものと、地元のスポンサー契約、チケットや商品販売などについても現実に沿ったものでない限りそれらに頼り過ぎないことが必要である。イベント後の会場や社会インフラの利用について慎重に検討、計画し、恒久的施設の長期需要や維持費に疑問がある場合や持続不可能な場合には必ず仮施設を採用するべきである。プロセス全体を通じて関連ステークホルダーに意見を求めるべきである。

スポンサーは人権デューデリジェンスの対象となる

メガスポーツイベントには大きな商業的価値があるため、様々な企業、ブランド、およびサプライヤーにとって、魅力的なパートナーシップの提案となる。メガスポーツイベントでは、スポンサー契約はグローバルレベルと現地レベルで締結される。世界で最も権威あるスポーツイベントの場合、契約の発注者であるスポーツ運営組織と少数のグローバルブランドの間で、数百万ドル単位の出資と引き換えに複数年のパートナー契約が結ばれる。こうした契約から得られた収益は当該イベントの開催や全世界における草の根のスポーツ発展やスポーツ・ムーブメントに充当される。また、これとは別に、現地の組織委員会は、独自に様々な層のスポンサー契約やライセンス契約を販売することによってイベントを実施可能なものとし、かつ、開催国政府の資金協力に対する依存度や納税者負担の軽減に努めているのが一般的である。

スポーツ運営組織と開催主体のいずれも、イベントに関する契約が締結される前にスポンサーがデューデリジェンスの対象となることを約束させるべきである。それには、スポンサーが自ら人権デューデリジェンスを行っていることと、発見された問題の是正手段、苦情処理による救済に関する確認が含まれる。スポンサー契約は一般競争入札ではなく双方の協議により決まる場合が一般的であるため、そのプロセスはできる限り透明にするべきである。

放送事業者は人権デューデリジェンスの対象となる

従来のメディアや最新のメディアを介してメガスポーツイベントの最新情報を追いかける文化的価値や共有体験は世界規模で起こる。放送事業者は、莫大な対価を支払って、世界中の視聴者とイベントを共有する特権を得る。スポンサーと放送事業者は双方ともに、視聴者がこうしたイベントに対し思い抱く高い倫理観を守ること、そして権利を尊重する正当かつ責任あるイベントとなるよう徹底することに強い関心を持っている。イベントに対して最も強力な主導権があるのはスポーツ運営組織と開催主体だが、スポンサーと放送事業者も責任あるイベントの実施を確保する上で強い影響力を持っている。

また、開催主体とスポーツ運営組織は、放送内容に対しても主導権があり、放送が検閲されないよう、また放送事業者が表現の自由や出版・報道の自由の権利を尊重するよう気を付けなければならない。開催主体は、こうした問題について独自に人権デューデリジェンスを行い、かつ共通の価値観を持つ放送事業者と協力するよう努めるべきである。

スポンサーは人権リスクを特定しなければならない

スポンサーは、メガスポーツイベントの後援という役割を果たす中で数多くの潜在的な人権リスクに直面する。例えば、自社のサプライチェーンやバリューチェーンに存在する人権や労働権のリスク（このリスクは厳重な監視の対象になる可能性がある）、子どもを対象としたマーケティングに関連するリスク、およびイベント開催政府の人権保護状況と関連して何らかの形で人権侵害と関係付けられてしまうリスクなどである。小規模な地元業者の取引に対して明らかな制約を加えたことが原因でスポンサーが批判を受けた例は多い。こうした制約は、イベント主催者が世界のライバル企業によるアンブッシュマーケティング（便乗商法・便乗広告）から公式スポンサーを守るために商業禁止区域を設ける時に生じる場合がある。

人々に対する負の影響を防止するため、開催主体はすべてのスポンサーに対し、スポンサー契約の期間中に生じると想定される人権リスクを特定するよう求めるべきである。また、その際にはスポンサーと協力し、想定される懸念分野に対応する方法を明らかにするべきである。理想的には、これは交渉段階の一環として行い、契約を締結する前に人権尊重のコミットメント、基準、そして期待事項について双方が情報を提供し合い、開催地の状況その他の中で人権に対する負の影響を防止・緩和する方法を検討できるようにすべきである。

放送事業者は人権リスクを特定しなければなら ない

放送事業者は、メガスポーツイベントを放送する際に多種多様な人権の課題に直面する。生放送される場合にはなおさらである。課題としては、表現の自由および出版・報道の自由の権利を保障する上で責任ある役割を果たすこと、差別禁止の推進に向けて対策を講じること、プライバシーの権利を尊重すること、自己検閲を控えること、制作チームの労働権を保護することなどが挙げられる。また、放送事業者をはじめとする報道機関は、注目選手に対する取材攻勢や要求が成績や精神的安定に悪影響が出かねないほど激しいものとならないよう配慮することも必要である。放送モデルは、イベントのライブ映像に対する完全な編集権保持から、別の放送網からの映像の放送に至るまで様々であり、これがこうした課題への対応をさらに複雑にしている。

開催主体は、放送事業者がメガスポーツイベントを放送する上で抱える課題への対応を手助けできるよう、すべての放送事業者に対し直面し得る人権リスクを特定することを求めるべきである。開催主体はまた、放送事業者が受け取る映像が検閲されていないものであることを確認する上で中心的な役割を果たすべきである。すべての放送は、開催国について自由に幅広く報道できるものとし、いかなる事情であっても独裁政権を正当化する内容であってはならず、人種差別を唱えるなど不快な内容の放送を防ぐ対策が講じられるべきである。

4 📍 ライフサイクル第4段階： 持続可能な調達

- ☐ サプライヤーの契約に人権を盛り込む
- ☐ サプライチェーンにある問題を監視し解決する
- ☐ サプライチェーン源を開示する
- ☐ サプライチェーンで生じる苦情に対応する苦情処理メカニズムを整備する



サプライヤーの契約に人権を盛り込む

スポーツ用品、商品、ユニフォーム、メダルその他を扱う複雑なグローバル・サプライチェーンでは、人権侵害と強制労働が横行している。衣料品やエレクトロニクス、食品、建材といったモノやサービスは、コストが最も安い国のサプライヤーや下請業者から調達されることが多い。そうした国の製造工程では、強制労働、違法な児童労働、深刻な安全衛生違反、低賃金や賃金の未払い、差別、組合に対する威嚇、結社の自由と団体交渉の否定などの人権侵害が行われている可能性がある。こうしたサプライチェーンにおいては、様々な産業にまたがる数百単位の一次的関係と、その下の階層に数千単位のサプライヤーがいる可能性がある。

人権保護を開催主体の入札・調達プロセスの最初から組み入れ、あらゆるレベルの契約に盛り込み、サプライヤーに対し人権を尊重できることを落札前に立証することを義務付けるべきである。最低限ILOの中核8条約に沿い、世界的に認められた人権基準と労働権基準の厳守を調達方針および/または調達コードで義務付けるべきである。すべての一次サプライヤーに対し、人権デューデリジェンスを実施するとともに、彼らが抱えるサプライヤーにも同様に人権デューデリジェンスの実施を促すことを求めるべきである。

サプライチェーンにある問題を監視し解決する

人権にまつわる期待事項についての方針の整備ならびに受託業者やサプライヤーに対するかかる基準の義務付けという面については、開催国政府ならびに現地の組織委員会に大きな進歩が見られてきた。こうした対策をトップから促すことは不可欠であり、メガスポーツイベントは、広く実業界に影響を与え、権利尊重を実践させるまたとない機会である。したがって、上記の方針が確実に実践されるよう、積極的に監視していくことが必要である。

開催主体は、サプライヤーが事業において自らのサプライヤーとともに人権・労働権尊重に取り組めるよう支援することをはじめ、サプライヤーの人権に関する意識と能力の向上を図るための啓蒙活動にも努めるべきである。こうした取り組みの一環として、主要サプライチェーンのマッピング、サプライヤーの名称・所在地の公表、そして人権やサプライチェーンの専門家と提携して責任ある調達基準の実施を支援し、必要な場合にはサプライチェーンの監視を推進することなどを促進すべきである。開催主体は、サプライヤーに対し、安全衛生違反や労働権侵害にまつわり判決その他の制裁措置を受けたことがあるか否かなど、重要な問題の開示を求めるべきである。サプライヤーが関連基準に準拠していないと考えられる場合、是正措置について話し合い、同措置を講じるべきである。

サプライチェーン源を開示する

サプライヤーのネットワークは広範囲に及ぶとともに下請け契約が何層も重なり、複雑度を増している。そのため、見通しが悪くなり、人権侵害が発生するリスクが増大しかねない。どの関係者にとっても、リスクの可視化を図り、潜在的危害や実際の危害に対応する方法を見出すには透明性が不可欠である。

サプライチェーンに人権デューデリジェンスとともに透明性が確保されれば、企業はリスクを管理し、サプライチェーンのレジリエンスを構築し、増加する報告義務に応じることができる。そこで、サプライヤーには、自社のサプライヤー・製造地一覧の開示を義務付け、説明責任を促進するべきである。人権を尊重したイベントを実現するには、調達プロセスに透明性を組み入れることが重要不可欠である。

サプライチェーンで生じる苦情に対応する苦情処理メカニズムを整備する

どれほど包括的な方針を整備しても、サプライチェーン内に違反や人権侵害が発生するリスクは必ずある。被害者、特に契約労働者や移民労働者、その他弱者層が、自分の苦情をどこで処理してもらったらよいか不明あるいはあいまいである場合が多い。サプライチェーンの被害者グループが救済を受けられるようにするため、現地の組織委員会が定めたコードや基準を適用して実効性のある苦情処理・紛争解決メカニズムを構築するべきである。意味のあるプロセスの整備を確保することはまた、現地組織委員会のステークホルダーの関与の重要な要素であるとともに、サプライチェーンに対するステークホルダーの知識と信頼を深める手段でもある。

苦情処理メカニズムは、すべての事業上のパートナー、サプライヤー、下請業者を対象とし、サプライチェーンにおける人権に対する負の影響について被害者グループ、メディア、市民社会、人権擁護者からの深刻な申立に対し、適時に対応し調査するものであるべきである。苦情処理・紛争解決プロセスが存在していることを、個別の製造者そして最も重要なこととして労働者自身に彼らが理解できる言語で徹底して伝え、最も影響を受ける人々が制度の利用方法を理解できるようにしなければならない。メカニズムそのものは、国連指導原則に従い、正当性、利用可能性、予測可能性、公平性、透明性、権利適合性、持続的な学習源、関与と対話に基づくことの要件を満たす、実効性のあるものでなければならない。既存のプロセス（労働審判や裁判所など）で実効的な救済が得られない場合、苦情処理メカニズムで調停および必要な場合は仲裁を行わなければならない。被害者グループに十分な資金や組織による後ろ盾がない場合、彼らが苦情処理メカニズムを利用できるよう支援するサポートを提供するべきである。

5✂ ライフサイクル第5段階： 建設

- 移民労働者に関連する特有のリスクに対応する
- 現場の共同査察に組合が参加する
- 職場での事故や負傷について独立した調査を保証する
- 現場の苦情に対応する苦情処理メカニズムを整備する



移民労働者に関連する特有のリスクに対応する

メガスポーツイベントに伴い必然的に建設ラッシュが生じる。スポーツ会場、イベント施設および社会インフラプロジェクトの建設のライフサイクルは期限が決まっており、その中で大量の低賃金労働力が必要となる。世界の多くの地域では、建設の仕事に従事するのは移民労働者が中心で、移民労働者は人材斡旋、賃金水準や支払い期日、労働・生活条件でとりわけ搾取を受けやすい。また、移民労働者が直面する人権問題への対応は複雑かつ範囲が国際的になりかねない。

最低限、メガスポーツイベントの開催主体は、労働者のニーズに対応する具体的方針および制度を整備すべきである。こうした方針や制度は、斡旋業者や職業紹介所による搾取のリスクを最小限に抑え、人身売買やハラスメント、性的搾取に対処し、適切なオリエンテーションを行い、労働者が自分の身分証明書類に十分にアクセスできるとともに救済を利用できることを確保し、安全な労働・生活条件に関する国際基準に適合することを目指すべきである。これには、施設の解体までの建設のあらゆる段階で、(直接雇用・間接雇用を問わず)すべての労働者の権利を平等に保護することが含まれる。労働者の権利には、適正賃金、労働時間、残業手当、休日、安全衛生、その他の手当に対する権利がある。また、方針および制度は、プロジェクトのライフサイクルを通じて大勢の移民労働者を受け入れる地域社会のニーズや地域社会に対する影響にも配慮するものでなければならない。政府機関は地域住民と移民労働者の権利を保護するために介入し、地域住民と移民労働者のいずれもが住宅、医療、その他不可欠なサービスを受けられるようにするべきである。

現場の共同査察に組合が参加する

建設ラッシュは、地元の企業やサプライヤー、労働者にとって好機になるかもしれないが、それと同時に仕事が大量で日程が詰まっていることから労働基準の遵守に支障を生じる事態を引き起こす可能性がある。現行の労働法や労働の仕組みが不適切かまたは十分に実施されていない国にメガスポーツイベントの開催が認められると、建設労働者(特に移民労働者)の権利がとりわけ侵害される可能性がある。労働者が現行の国内法や労働監督制度をそれほど頼りにできない場合、あるいは特定の市場慣行が人権侵害につながる場合、大会開催を許可する機関や現地の組織委員会の現場の共同査察に労働組合が同行できることが特に重要になる。

共同査察は、労働者を含むすべての主要ステークホルダーの対話を促進するとともに、本来であれば見落とされがちな職場の問題を開催主体がを見つけ出す上で役に立つだろう。また、とりわけ労働安全衛生および幅広い労働条件に対する労働者の権利を促進する役割も果たす。さらに、国内労働組合と国際労働組合の両方が参加することが、労働者が自らの保護と福利を求めて結集できるようにする上で重要な要素となり得る。また、労働者と労働者の代表者の関与は、国内および世界の市民社会とのパートナーシップや連帯感を育む力となる。

職場での事故や負傷について独立した調査を保証する

大規模な建設プロジェクトやインフラプロジェクトの場合と同様、メガスポーツイベントでの建設も労働者の安全を脅かすリスクが伴う。メガスポーツイベント会場や関連施設、社会インフラの建設中に発生する事故や死傷事故は完全に予防可能なものだが、それでもなお最近の世界の多くのイベントでは建設中に複数の死傷事故が起きている。

労働安全衛生のベストプラクティスと、死亡事故を一切容認しないというゼロトレランスのベストプラクティスをすべての受託業者と下請業者に対する基本要件事項とするべきである。労働者には極端な温度や湿度の中や直射日光の下で働くことを絶対に求めてはいけぬ。また、職場で事故や負傷事故が生じた場合は、完全に独立した透明な調査・報告手続も整備することが必要である。開催主体は、職場での死亡事故の場合、医学的・法医学的検査を駆使した徹底的な原因究明を主張し、死亡事故や事故に関するデータを定期的に公表するべきである。この種の包括的データの公表における透明性の確保は、死傷率に関する研究の促進や、保健政策、労働安全衛生基準、緊急時対応策の改善に資するものである。

現場の苦情に対応する苦情処理メカニズムを整備する

メガスポーツイベント施設および社会インフラの建設には融通の利く大量の労働力が必要である。現場・建設関連の苦情は、設けられた苦情処理プロセスの対象とすべきだが、その際、建設関連の苦情は性質上、サプライチェーンの労働者向けに定められる苦情・救済手順とは異なるプロセスが必要な場合があり、それなりの配慮が求められる。

現場の労働者およびあらゆるレベルの下請けの労働者はすべて、安全衛生およびさらに広い労働・生活条件の問題に関連する苦情を提起するための信頼できる正当な独立したプロセスを利用できるようにすべきである。こうしたプロセスを整備することにより、主催者はリスクを特定して是正するさらなる手段を得ることができ、本来であれば見落とされたかもしれない問題を発掘し継続的人権デューデリジェンス・プロセスの参考にできる。次から次に苦情が寄せられても、それを必ずしも失敗と考える必要はなく、むしろ、その苦情処理メカニズムは信頼できるものであり、利用者から正当なものと評価されている証左と考えることができる。

受託業者に対して継続的にデューデリジェンスを実施する

イベントの契約の入札で人権基準に適合する力があることを立証して落札しても、実際には基本的最低基準を満たさない受託業者は多い。従って、受託業者のコンプライアンス状況を継続的に監視する必要がある。こうした監視は、継続的協議プロセスとし、労働者の人権を尊重する取り組みに関する受託業者と下請業者の能力育成を目的とするべきである。

定期監査プロセスが、違反の発見・是正に十分または包括的であるとは考えにくい。それよりも、労働監視およびリスクに基づくデューデリジェンスを継続的かつリスクが最も高い受託業者と下請業者に焦点を絞って行うべきである。また、こうしたプロセスは、契約を決める入札プロセスに盛り込み、苦情および苦情処理メカニズムと併用するようにし、詳細調査の対象となる問題の特定に役立てたらよいだろう。こうした人権デューデリジェンスに伴う具体的技能の育成は、小規模受託業者や地元の受託業者のコンプライアンス支援に特に役立つかもしれない。

6 ライフサイクル第6段階： 実施および運営

- 警備・取締りは権力の行使に関する国際原則に従わなければならない
- ジャーナリストの権利と言論の自由の権利を保護する
- 合法的な抗議のためのスペースを認める
- 害のない環境を確保するため各種従業員向け研修を整備する
- 現代版奴隷、人身売買および強制労働のリスクを効果的に軽減する



警備・取締りは権力の行使に関する国際原則に従わなければならない

メガスポーツイベントの観客、選手、労働者、ボランティアの誰もが無事安全に参加を楽しむ権利がある。警備は大規模イベントの重要項目であり、テロ対策のニーズの高まりを受けて譲れないものとなっている。警備手順では、徹底的なリスク対応計画と複数の当事者間の協力が必要である。それでもなお、効果的な取締り、監視、雑踏整理のニーズとともに人権リスクが浮上する。これまで、リスクの範囲は、ハラスメントや差別から平和的抗議者の恣意的拘禁や抑圧、あるいはコミュニティの無差別または不可解な取締りだった。特別警備対策が求められると、開催都市や開催国で広がっている対立や関連の懸念事項が悪化しかねない。

開催主体は、人権侵害を防ぐ有効な計画を立てる一環として警備・取締りに関連する人権リスクアセスメントを実施するべきである。このアセスメントでは、これまでの人権侵害パターンを検討し、既存の法的枠組みの有効性を分析し、説明責任メカニズムの概要を説明し、人権関連の研修実施計画の策定を行うべきである。プロセス全体を通じて、影響を受けるステークホルダーと協議を行うべきである。取締り・警備の運営はすべて、国際原則・基準、特に国連の法執行官のための行動綱領、国連の法執行官による力および火器の使用に関する基本原則、民間警備会社のための国際行動規範(ICoC)に沿って行うべきである。

ジャーナリストの権利と言論の自由の権利を保護する

メガスポーツイベントは規模が大きく威信があることから世界中からジャーナリストが集まり、こうしたイベントからしばしば生まれる感動の物語を伝える。多くのジャーナリストは選手の優れた競技成績を記事にするが、開催国の人権問題に関する関心を高める好機としてイベントを利用するジャーナリストもいる。ジャーナリストが報道の自由の制限を経験し、記事にするために必要な情報をなかなか自由に閲覧できない事態もあった。最悪の場合、ジャーナリストが恣意的に拘束されたこともある。

開催国政府も組織委員会もメディアによる報道を検閲しようとしてはならない。また、ジャーナリストの権利ならびに情報と表現の自由に対する権利は、保護されなければならない。ジャーナリストは、報復を恐れることなく開催国内ならびに開催国に関する記事を報道することができなくてはならない。さらに、ジャーナリストは安心した環境で仕事ができ、仕事をするに関して脅迫を受けることがあってはならない。権利が侵害されたジャーナリストは、効果的救済を受けられなければならない。現地の組織委員会は、報道の自由を守ることに不安がある場合、イベントの開催を許可するスポーツ運営組織に相談をするか、同組織の指導を仰ぐ必要があるかもしれない。

合法的な抗議のためのスペースを認める

スポーツは、人権の推進および差別との闘いに歴史に残る貢献をしてきた。スポーツイベントには必然的に政治的側面があるが、世界の注目が集中することもあり、世界中の多くのメガスポーツイベントでは抗議行動がよく見られる光景となった。抗議行動は、イベントそのものの否定的な一面もしくは開催主体の方針ややり方に反対するキャンペーンの形を取るか、あるいは具体的な目標・大義を推し進める手段として行われてきた。表現の自由と平和的集会に対する権利は基本的人権ではあるが、大規模イベント開催中の抗議行動に対しては警察や警備が過剰に権力を行使するケースが多く、最悪の場合、抗議する権利に対する抑制行為が、催涙ガスやゴム弾の使用、ひいては恣意的拘禁にまでエスカレートしかねない。

平和的抗議はスポーツイベントに対する脅威と考える必要はなく、かえって被害者グループの声を届ける手段となり、ひいては建設的対話を促進することもあり得る。一部の開催主体は、こうした事実を念頭に置き、平和的抗議行動に対応する特定の区域を設定している。開催主体は、抗議の理由を問わず、表現の自由や平和的集会の権利を尊重すべきである。組織委員会は、開催国政府から反対がある場合、平和的抗議にどのように対応したらよいか、平和的抗議に対する選手の権利に対応するにはどうしたらよいかをスポーツ運営組織と協議し検討すべきである。

害のない環境を確保するため各種従業員向け研修を整備する

メガスポーツイベントは巨大商業活動である。大勢の労働者やボランティアが採用され、商品販売、イベントの取締り、発券、食べ物の売店の店員、広報その他、メガスポーツイベントの内外で活動する。これだけ多様な人材が揃い、その多くがそのイベントだけのために集められていることから、その役割の如何を問わず、開催主体がこうした労働者をしっかり選別し、害のない環境を確保する方法について研修を行わないと、人権リスクにさらされかねない。

開催主体、特に現地の組織委員会は、ボランティアを含む労働者全員が自分の仕事に付随するかもしれない人権リスクについて、またそうしたリスクを効果的に最小限に抑える方法について理解するよう確保すべきである。リスクには、警備会社による行き過ぎた力の行使や性的に不適切な検査から会場運営者による各種差別や不快行為まで含まれるだろう。労働者とボランティア自身も、他のスタッフやボランティア、子どもその他に危害を及ぼすと思われる行動が同僚や一般人に見られた場合にその懸念を表明する方法について、把握しているようにすべきである。

現代版奴隷、人身売買および強制労働のリスクを効果的に軽減する

人身売買と現代版奴隷のリスクはメガスポーツイベントに限ったことではないが、大規模な建設プロジェクトやインフラプロジェクトが必要とされ、そうしたプロジェクトでは人員不足を埋めるために臨時労働者や移民労働者が多く活用されるのに伴い、そうしたリスクは増幅する可能性がある。人身売買や強制労働は建設部門に限ったことではなく、食品の生産・供給、その他を含む広いサプライチェーンの労働者、さらには宿泊施設やスポーツ会場に勤務するために集められた接客労働者にも被害が及び得る。また、スポーツイベントの観戦に大勢の観客が集まることによって性的人身売買や子どもの人身売買といった犯罪行為の可能性が増すリスクがある。

とりわけ開催国政府は、これらの問題に対する取り組みに役に立つ規制環境を整え、国際労働基準の遵守を促すメカニズムを構築するべきである。どの開催主体も、人身売買や強制労働の可能性を特定すべく招致活動段階から徹底的なデューデリジェンスを実施し、サプライヤーや受託業者、その他事業上のパートナーとの契約にこの特定の課題に対処する条項を盛り込むべきである。特に「リスクが高い」と評価された業界についてはなおさらである。また、スタジアム建設に携わる受託業者、接客労働者を派遣する業者、飲食物やイベント商品を供給する業者、その他リスクが高いと考えられる事業者を入念に調べる必要もあるだろう。事業者が契約に違反している場合、その他人身売買や強制労働関連の不正行為に関与している場合、その事業者は即刻是正措置を講じなければならず、それにあたっては開催国政府による是正確保のための影響力も利用すべきである。

7

ライフサイクル第7段階： 競技

- 選手の人権を守り保護する
- アンチドーピング対策およびインテグリティ（高潔性）対策は参加者の権利を尊重する
- 子どもの選手に対するリスクについて具体的に検討する



選手の人権を守り保護する

メガスポーツイベントにはその競技に参加する選手が欠かせない。それにもかかわらず、選手自身が人権問題に直面する場合がある。例えば、口汚いファンによるものを含めた様々な形の差別やハラスメント、あるいは、個人の医療データの公開など、時によっては無責任なメディアによる侵害がもたらすプライバシー権の侵害などである。行き過ぎたトレーニングやドーピングのリスク、ソーシャルメディア荒らしの影響で選手の心身の健康が脅かされる場合もある。そしてリスクは子どもの選手の方が大きい。選手は、集会の自由や団体交渉権に制約を受けることが一般的で、法律についてあるいは法律を執行する方法について明確に理解していないことや、クラブやリーグ、競技の主催者からの報復に対する恐怖が時としてその原因となっている。スポーツ組織の中には、メガスポーツイベントを政治から切り離す試みとして、選手の平和的抗議の権利まで制限してきた例もある。

開催主体は、イベントのライフサイクル全体を通じて選手の人権を尊重し、人権デューデリジェンス・プロセスに選手の権利を組み入れるべきである。ステークホルダーの継続的関与の取り組みに、選手および選手を代表する団体を組み入れるべきである。開催主体は、参加選手に関して、社会的対話および団体行動権を認めるべきである。また、開催主体は、意思決定プロセスの中で選手の人権を尊重するようスポーツ運営組織ならびに国際競技連盟に促すべきである。人権を侵害された選手は効果的救済を受けることができるべきであり、救済を求めたことに対してペナルティが課せられることがあってはならない。

アンチドーピング対策およびインテグリティ(高潔性)対策は参加者の権利を尊重する

スポーツが公正に行われることは選手にとって利益になる。アンチドーピング対策がクリーンなスポーツ選手を守れず、選手の権利が八百長の関係者といった無節操な第三者から守られないと、スポーツの高潔性は損なわれる。最悪の例としては、人身売買の犠牲となり、人材発掘時に奴隷並みの扱いを受けたり、ある国に誘われて、忠誠を誓う国家を母国から変えさせられたりしたスポーツ選手の事例もある。このような場合、選手は、給料が遅配されたり、移動の自由が制限されたり、契約が不当に解除されたりしかねない。こうしたことが起きると選手はなおさら別の形の不正行為の影響を受けやすくなる。

開催主体は、スポーツ運営組織や外部チームと協力し、アンチドーピング対策およびインテグリティ対策に関する期待事項を明確にするべきである。選手に対し、整備されている監視のシステムに期待できることを周知し、公正な試合をしていることを選手が確信できるようにすべきである。開催主体は、スポーツの高潔性の問題の管理について包み隠すことなく、違反事例や解決案を開示するべきである。

子どもの選手に対するリスクについて具体的に検討する

成人対象の競技であっても18歳未満の選手は多い。大規模イベント出場は若者や子どもにとって人生のその後を決定付ける瞬間であり、きわめて大きなチャンスになり得る。しかしながら、搾取、ハラスメント、いじめ、(性的虐待を含む)虐待、行き過ぎたトレーニング、ドーピング、そしてコーチや保護者、従来のメディアやソーシャルメディアからの成績への過度のプレッシャーなどのリスク増加を含め、選手が直面するリスクの多くは子どもの選手にとりわけ大きな悪影響を与える可能性がある。メガスポーツイベントに関連した児童虐待やメンタルヘルスのリスクについては数多く報告されているにもかかわらず、これらの問題は見過ごされがちである。

開催主体は、スポーツ運営組織と協力し、イベントのライフサイクル全体を通じて子どもの選手を含む子どもの権利に特に注意を払うべきである。子どもの意見をステークホルダーの協議プロセスに取り込むとともに、リスクアセスメントとリスク緩和計画に子どもの権利を組み入れるべきである。開催主体は、若年の選手(及び若年の観客)を保護するため子どもの保護制度を整備し、安全に関する考慮事項だけでなく、暴力や虐待からの保護やメンタルヘルスといった問題にも注意を払うべきである。若年の選手の福利厚生管理向上に向けて、開催地の福祉機関への働きかけや開催主体と外部チームとの協力が必要になることもあるかもしれない。

8

ライフサイクル第8段階： レガシー



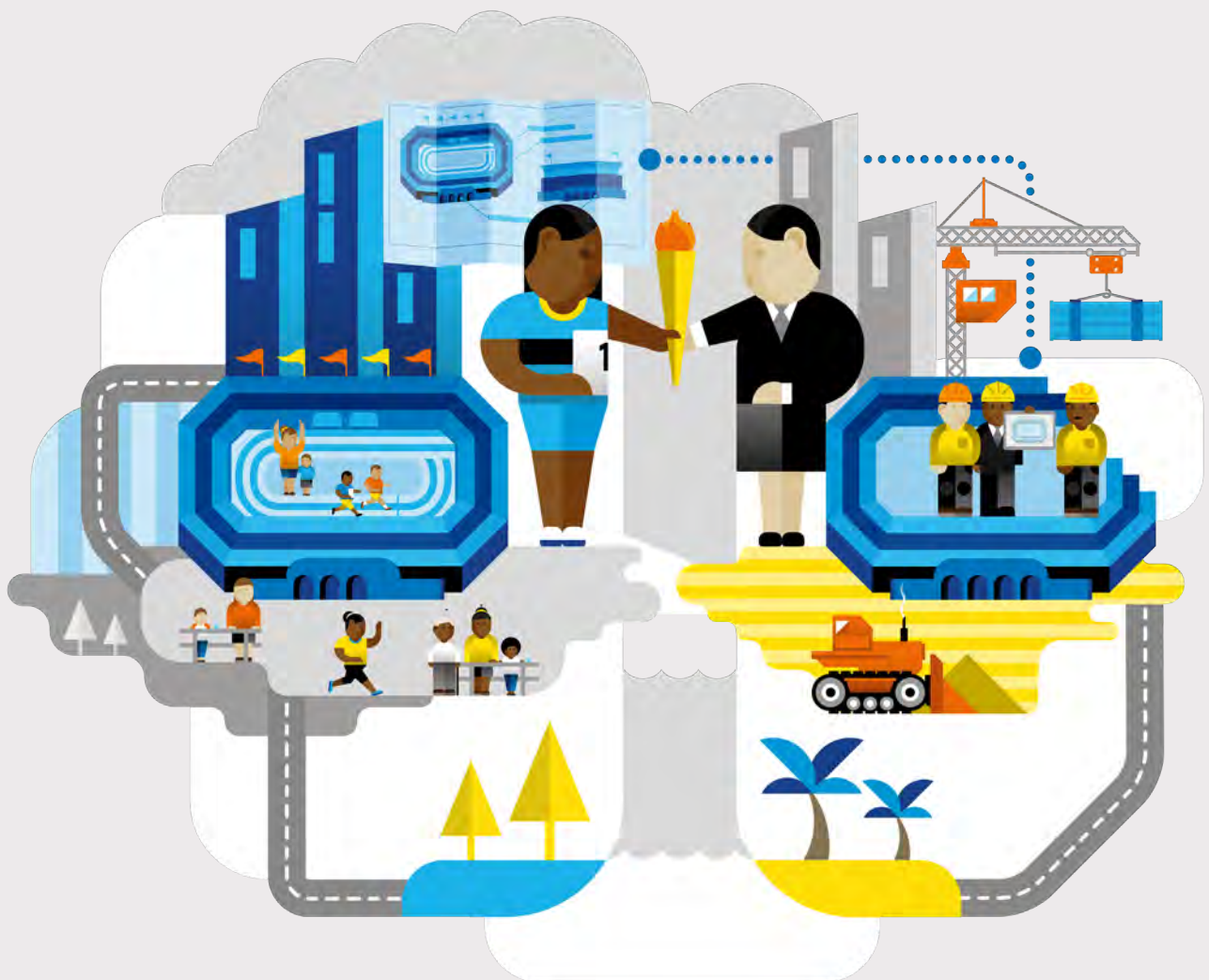
イベントのインフラに未永い未来がある



開催地となる地域社会の人権を推進する足掛かりとしてイベントを利用する



教訓を学び、伝える



イベントのインフラに未永い未来がある

メガスポーツイベントがもたらす人権のプラスの可能性を最大限引き出すためには、施設やインフラの長期使用について、およびこうしたイベントの開催によって地域社会にもたらされる利益についてのビジョンを、立候補のコンセプトの段階からしっかりとまとめ、イベントのライフサイクル全体で実現する必要がある。すなわち、イベントが終わった後の常設会場の運営・維持を目指した持続可能な計画をなるべく早くから整備するべきである。常設・仮設の会場や施設をレガシーとして遺して使用することを、コンセプトと招致活動段階に織り込むべきである。その際、イベント後の使用や維持について、スポーツクラブや国内の競技連盟、その他文化的イベントや地域社会のイベントの開催関係者などのイベント管理組織と事前に合意すべきである。

開催主体は、政府や現地当局の戦略立案担当が会場のレガシー開発プロセスに積極的に関与するよう図るとともに、イベントの準備と実施が既存の都市再生や社会的計画に完全に組み込まれることを確保すべきである。会場・施設は、特に若年層や社会的に弱い立場の人たちによる利用を促すことを視野に入れ、引き続きあらゆる人のために使用されるべきである。仮設会場は解体し、可能であれば再び組み立てて地域のスポーツ施設にするべきである。

開催地となる地域社会の人権を推進する足掛かりとしてイベントを利用する

多くの場合、メガスポーツイベント自体は、数年に及ぶ計画の集大成として、数日か数週間開催されるだけである。その間、政府や現地当局、組織委員会は多くの場合、スポーツへの新たな参加を開催国内外に呼びかけるキャンペーンに資金を投じる。しかし、メガスポーツイベントが終了した直後はスポーツや健康的活動を始める例が多くても、長続きしない場合が多く、次第に人数が減ってイベント前の人数を割り込むことも珍しくない。パラスポーツ（障がい者スポーツ）は時によっては最大級の利益を受けてきたが、イベント後のパラ選手の参加急増も必ずしも続くとは限らない。さらに一般的に言うと、健康的生活を呼びかけ、肥満対策の国内キャンペーンの基盤としてメガスポーツイベントを活用する取り組みについては、十分に考え抜かれたものでない場合が多い。

メガスポーツイベントの可能性を最大限引き出し、開催地となる地域社会にプラスの痕跡を残すため、開催主体は、健康政策やスポーツ、文化を担当する各省を含む政府の関連各省と協働するべきである。家庭内暴力、派閥主義、児童婚、中毒症といった社会の課題と闘うためにメガスポーツイベントを利用することもできる。技能訓練やエンプロイアビリティなどのプラスの影響、そして警備、多様性、保護、参加に関連するグッドプラクティスも、様々な関係者を通して根付き、未永く活用されるようになるべきである。労働者の権利、人身売買の禁止、そして報道の自由などにおける進展も、大規模イベント終了後も長年にわたりレガシー組織が積極的に追求するべきである。

教訓を学び、伝える

短期間ながらも中身の濃いイベント関連の運営期間中、開催国政府、現地当局および組織委員会は、とてつもないスケールの仕事をやり遂げる。ところが、予算に限りがあるため、組織委員会やイベント関連チームは、イベントが終わると早々に解散することが多い。忘れてならないことは、とりわけ世界のスポーツで比較的新しい分野である人権に関して、イベントの開催から学び得た教訓を様々な開催主体と共有し、スポーツの伝統に生かし、グッドプラクティスを広めることである。

メガスポーツイベントに関する既存のイベント・ナレッジマネジメント移転プラットフォームには、警備管理といった特殊分野に伴う人権関連項目が含まれている。とはいえ、こうしたプラットフォームは人権や持続可能性の問題について学ぶレガシーの機会を十分活かしきっていない場合が多い。これまで一部の開催主体は、将来の開催主体やイベント主催者、スポーツイベントあるいはより幅広いイベントのマネジメントチームが再現または参考にできるよう、ウェブプラットフォームを利用して、重要な教訓を学び、グッドプラクティスの普及を図ってきた。開催主体は、方針や行動規範、システム、構造を引き継ぐためのウェブアーカイブを必ず構築し、アセスメントや報告の透明性のあるフォローアッププロセスを推進するべきである。また、開催主体は、スポーツ運営組織や開催国の政府機関、学術機関などと協力し、学びの機会が最大限になるようにすべきである。

メガスポーツイベントのライフサイクル：
ビジョンからレガシーに至るまで人権を組み入れる

